

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

**香川県条例第44号**

**香川県議会議員の報酬の特例に関する条例**

香川県議会議員の受ける報酬の月額は、平成19年4月1日から同月29日までの間においては、香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。

**附 則**

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成19年4月29日限り、その効力を失う。